

許可番号 03815009356

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
氏名 株式会社こっこー
代表取締役 槇岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 平成30年 6月 1日
許可の有効年月日 平成35年 5月31日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉍さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県西条市今在家1390番1号

(面積) ①1.44㎡ ②1.44㎡ ③1.44㎡ ④64㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①廃油

②廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)

③廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)

④燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替えのための保管上限)

①0.2㎡ ②0.6㎡ ③0.6㎡ ④33.8㎡

3. 許可の条件

該当事項なし

(裏面へ続く)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成10年	6月	1日
○更新許可	平成15年	6月	1日
○更新許可	平成20年	6月	13日
○更新許可	平成25年	6月	6日
○変更許可 (積替え又は保管行為の追加)	平成26年	8月	13日
○変更届出 (積替え保管する産業廃棄物の種類の追加)	平成27年	8月	7日
○変更許可 (燃え殻 以上1種類の追加)	平成28年	9月	6日
○更新許可	平成30年	6月	1日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

複写禁止